

川崎市立橋高等学校(定時制)いじめ防止基本方針

1 平成29年度 学校経営方針

学校教育目標

I 基本方針

真理と正義とを愛し互いに敬愛の誠を尽くし、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身共に健康な平和国家社会の形成者の育成

II 具体的目標

- 1 知性と品性を高め豊かな情操の育成に努める
- 2 協同友愛
- 3 自治の精神の確率
- 4 勤労愛好の習慣の体得

中期経営目標 (3年間)

H27～29

◎問題解決力を育てる教科指導	◎進路を見すえた特別活動等の指導	◎豊かな心で社会貢献できる人材の育成	◎魅力ある学校づくり
----------------	------------------	--------------------	------------

短期経営目標 (今年度の重点目標)

○基礎・基本の定着や応用力・問題解決力及び自己学習力の育成	○個々の進路を考えた進路指導・生徒指導・特別活動指導の充実及び生徒の主体性の育成	○人権尊重教育・道徳教育、健康・安全教育による豊かな心とコミュニケーション能力の育成	○開かれた、信頼される学校づくりと活力あふれる教職員組織の構築
-------------------------------	--	--	---------------------------------

重点にかかる具体的な取り組み

<p>★基礎基本の定着と生徒の自主性や問題解決力を引き出す授業展開を目指し、主体的・対話的で深い学び(アクティブラーニング)やICTの活用を含めた授業力の向上に努める。</p> <p>★個々の能力に応じた、わかりやすく楽しい授業を図り、学ぶことの楽しさを実感させる。</p> <p>★発展的な学習も取り入れ、生徒の探求心を育成する。</p> <p>★家庭学習の習慣化や体験活動の充実により、学習意欲の向上を図る。</p>	<p>★多様な生徒への理解ときめ細やかな指導により、話をしっかり聴く姿勢や規律ある生活習慣、学校生活への適応支援の徹底を図る。</p> <p>★将来を見通した勤労観・職業観の育成や進路・教育相談の充実により、主体的に進路実現を目指す力の育成を図る。</p> <p>★生徒会活動・学校行事・部活動等の一層の活性化により、生徒の主体性・協調性・リーダーシップの育成を図る。</p> <p>★総合的な学習の時間の充実と主体的・対話的な学びを通じた課題解決力の育成を図る。</p>	<p>★自他を愛し、互いに理解しあう思いやりの心を育成する。</p> <p>★人権尊重教育・道徳教育、防災教育、健康安全教育・主権者教育等の推進により、安全安心な学校づくりと、社会貢献できる人材の育成を図る。</p> <p>★相手の意見や考えを理解する態度と、自らの考えをわかりやすく表現する姿勢等のコミュニケーション能力の育成を図る。</p> <p>★スポーツ・文化・地域交流活動等を通して、豊かなやと社会性・コミュニケーション能力の育成を図る。</p>	<p>★教育課程に基づき、教科「教養」等生徒への適正な教育活動の推進を図る。</p> <p>★生徒の実態に応じた指導計画・学習指導・評価により、指導と評価の一体化を図る。</p> <p>★学校評価システム及び学校教育推進会議の充実により、開かれた信頼される学校づくりを図る。</p> <p>★教えるプロ集団として、生徒・保護者・地域の信頼にこたえる活力ある教職員組織づくりに努める。</p> <p>★適正な学校事務・入学者選抜に専心努力する。</p>
--	--	--	---

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

3 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議を設置します。

② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取りくみの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがある。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要がある。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立する。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に当該学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- 事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されないことを伝えます。
- 安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめ直させ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- 事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

4. 平成29年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

○校長 ○教頭 ○生徒部主任 ○養護教諭 ○生徒部 ○学年主任 ○スクールカウンセラー
--

【いじめ防止対策の企画・運営】

- 学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・・・・・（管理職）
- いじめ防止対策年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒部主任）
- いじめ防止指導研修会の企画・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（管理職）
- いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒部主任）
- 道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳教育検討委員会）
- 学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒部主任）
- 定例職員会議において生徒情報報告・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任・担任）
- 人権尊重教育講演の企画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒部担当者）

【教育相談】

- 教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒部主任）
 - 1 学年・・・・・・・・（学年主任） 2 学年・・・・・・・・（学年主任）
 - 3 学年・・・・・・・・（学年主任） 4 学年・・・・・・・・（学年主任）
- 生徒相談ポストの管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒部主任）
- スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（養護教諭）

【生徒・保護者・地域との連携】

- 全体集会での指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒部主任）
- 生徒会本部との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒会担当）
- 地域住民との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（管理職）

【関係機関との連携】

- 警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒部主任）
- こども家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・（生徒部主任）

5. 平成29年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (学年会、生徒部会、職員会議)
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ防止対策会議 ○いじめ防止対策および、生徒指導体制の整備、点検、確認 ○いじめ防止年間計画確認 ●職員会議にて生徒情報の共有化 ●定例学年会実施 (週1回) ●全体指導
5月	<ul style="list-style-type: none"> ●【生徒指導点検強化月間】の取り組み ●職員会議にて生徒情報の共有化 ●職員生徒指導研修 ●生徒学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ●定例学年会実施 (週1回)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒指導点検強化月間 ●生徒学校生活アンケート実施 (学年毎に検証) ●職員会議にて生徒情報の共有化 ●定例学年会実施 (週1回)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒学校生活アンケート実施結果を基に、各学年ごとに生徒理解研修および、今後の方針確認 ●第Ⅰ期 教育相談週間 ●三者面談の実施 ●職員会議にて生徒情報の共有化 ●生徒会行事 ●いじめ防止および、体罰についての職員研修 ●定例学年会実施 (週1回) ●夏休み期間中の対応確認 ●全体指導
8月	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒学校生活アンケート結果および、学年ごとの研修の集計
9月	<ul style="list-style-type: none"> ●第Ⅱ期 教育相談週間 ●三者面談の実施 ●職員会議にて生徒情報の共有化 ●生徒学校生活アンケート結果および、学年ごとの研修の集計をもとに前期の反省および、後期に向けた方針確認 ●定例学年会実施 (週1回)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ●職員会議にて生徒情報の共有化 ●定例学年会実施 (週1回) ●全体指導
11月	<ul style="list-style-type: none"> ●職員会議にて生徒情報の共有化 ●定例学年会実施 (週1回)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ●第Ⅲ期 教育相談週間 ●三者面談の実施 ●職員会議にて生徒情報の共有化 ●定例学年会実施 (週1回) ●全体指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> ●職員会議にて生徒情報の共有化 ●今年度の反省→学校評価への反映 ●定例学年会実施 (週1回)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ●職員会議にて生徒情報の共有化 ●定例学年会実施 (週1回)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●第Ⅳ期 教育相談週間 ●三者面談の実施 ●職員会議にて生徒情報の共有化 ●各学年ごとの生徒情報と指導経過の報告と・今後の方針確認 ●来年度に向けての基本方針の見直し ●いじめ防止および、体罰についての職員研修 ●定例学年会実施 (週1回) ●全体指導

◎本校のいじめ防止に向けた取り組み

●いじめ防止対策会議

○いじめ防止対策および、生徒指導体制の整備、点検、確認

○いじめ防止年間計画確認

●職員会議での生徒情報の共有化

定例職員会議にて各学年主任および担任より、生徒情報を報告し学校全体で情報を共有する。

●週一度の定例学年会にて担任より生徒情報を報告し、学年内での情報の共有を図る。

●毎日の職員打ち合わせ後に学年の打ち合わせを行い、学年内の生徒情報の共有を図る。

●全体指導

4月当初及び、長期休業前後に全校生徒対象の集会を開き、休業中や学校生活についての指導の中で、いじめが卑劣な行為であることについて理解させる。

●生徒指導に関する職員研修の実施。

●教育相談週間

7月、9月、12月、3月に年間4期の教育相談期間を設け、生徒の学校生活や悩み、学習等についての相談を受ける。

●生徒相談ポストの設置

●三者面談

7月、9月、12月、3月、に保護者を含めた面談を実施し、生徒一人ひとりの生徒理解やコミュニケーションを深める。

●人権尊重教育講演会実施

●生徒学校生活アンケート

アンケート結果を基に、学年ごとに検証を行い、その結果を全教員が共有し対策を考える。

●ボランティア清掃の実施

年間3回の計画で、校外清掃を実施。

●生徒会活動の取り組み

7月に生徒会主催行事を通して、生徒間のコミュニケーションの向上や、人間関係づくりの向上に繋げる。